

(令和 5 年度)

多古町学童保育所入所のしおり



多古町子育て支援課

多古町社会福祉協議会

1.学童保育所とは

学童保育所は、保護者が労働等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象として、授業の終了した放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業において、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

学童保育所の運営については、多古町社会福祉協議会に委託しています。

2.位置及び連絡先

多古町の学童保育所の位置及び連絡先は、下表のとおりです。

名称	住所	電話	対象児童
多古学童保育所	多古町多古2540-1	76-3075	多古第一小学校児童
久賀学童保育所	多古町大門204-3	75-1450	久賀小学校児童
中村学童保育所	多古町南中365-1	76-7474	中村小学校児童

※平日午前中等、学童保育所開所前の連絡は、多古町社会福祉協議会（☎76-5940）へお願いします。

3. 保育料等

1) 保育料 月額 7,000 円 8月 10,000 円

2) 傷害保険料 月額 90 円

3) 時間外保育料 7時30分～8時00分に登所した場合 1回 50円

4) 保育料等は口座振替で納付ください。令和5年度の振替日は下表のとおりです。

<口座振替日予定表>

4月分	5月31日(水)	8月分	10月 2日(月)	12月分	1月31日(水)
5月分	6月30日(金)	9月分	10月31日(火)	1月分	2月29日(木)
6月分	7月31日(月)	10月分	11月30日(木)	2月分	4月 1日(月)
7月分	8月31日(木)	11月分	12月25日(月)	3月分	4月30日(火)

5)口座振替ができなかった場合は、現金納付書を郵送します。納期限までに納付してください。

6) 8月分の学童保育料は、夏休み期間のみが対象になります。

8月末の夏休み明けの学童保育は、9月分の学童保育料として扱います。

※年度途中に入所される場合は、支援員の配置や、おやつの手配などの準備があります
ので、遅くとも利用開始希望日の1週間前までに申請してください。

4. 緊急時及び閉所等における連絡方法

- 1) 学童保育所利用中に、病気等で具合が悪くなった場合
 - ・緊急連絡先確認書に記載された連絡先に、学童保育所より電話をしますので、迎えをお願いします。
- 2) 感染症により学級閉鎖や学年閉鎖となった場合
 - ・学級閉鎖および学年閉鎖の対象となっている児童は閉鎖期間中、学童保育所への登所はできません。
- 3) 学童保育所の開所中において、地震等の災害の発生、またはそれらが予想される場合
 - ・原則、学童保育所は閉所します。
- 4) 平日において、風水害や地震等の災害の発生、またそれらが予測される場合、および感染症の発生など諸々の理由により小学校が休校となった場合や自宅待機中の場合
 - ・原則、学童保育所は閉所します。
- 5) 土曜日や長期休業日等において、午前7時の時点で大雨・洪水・暴風警報が1つ以上、多古町に発令されている場合
 - ・原則、学童保育所は閉所します。

※上記3，4，5の状況が発生した場合は、閉所の連絡を多古町社会福祉協議会又は子育て支援課より「マチコミメール」にてお知らせしますので、迎えをお願いします。

また、特別な事情・状況についても「マチコミメール」にてお知らせします。

<「マチコミメール」について>

- ・スマートフォンの方→ アプリをダウンロードしてください。
- ・スマートフォン以外の方→ 「マチコミ」の「登録用メールアドレス」から登録してください。

<警報について>

「多古町メール」、TV、ラジオ、インターネット等で確認してください。

「多古町メール」は、警報が発令されるとメールが送信されます。別紙多古町メール配信サービスを参照に登録してください。

5. 学童保育所に持ってくる物

※洋服を含め、すべての持ち物に名前を記入してください。

- 1) 水筒
 - ・毎日持参してください。
 - 2) 着替え
 - (必要な方のみ) ・Tシャツ、トレーナー、ズボン、下着、靴下等一式
 - ・ビニール袋2枚（汚れた服を入れるため）
 - ・着替え一式が入る袋に入れてください。
 - ・季節、成長に合わせて入れ替えをお願いします。
 - 3) ハンカチ
 - ・清潔なものを毎日持参、持ち帰りしてください。
 - 4) 学習道具
 - ・学校の宿題がない時も、教科書・ドリル等の自主学習できるものを持ってきてください。
 - ・児童が自分で考えて自力解決のできるもの（復習等）にしてください。
 - 5) 道具入れ
 - ・学童で使用する道具を入れておくものを用意してください。
 - 6) 学童保育所に置いておくもの
 - ・自由帳 ・ぬりえ（色鉛筆等も含む） ・折り紙（単色のみ）
- ※ 児童の状況に合わせて保護者が用意してください。

- 7) 弁当 ・長期休業日や土曜日等、給食のない日は弁当を持参ください。
- 8) 災害時避難用具等
 - ☆上履き ・学校や家庭で使っていた靴を洗ったものなど、今あるもので結構です。
 - ☆上着 ・ウィンドブレーカーやジャンパーなどの防寒具をお願いします。
 - ☆防災頭巾 ・座布団としても使用します。
 - ・市販のもので結構です。必要な方は、すぐに取り外せるカバーをつけてください。
 - ・多古こども園と同じものを子育て支援課で購入できます。
 - ご希望の方は、子育て支援課へ連絡ください。
- 9) 雑巾 ・2枚（無記名） 4月中にお願いします。
- 10) マスク ・替えのマスクを持たせてください。
- 11) ボックスティッシュ ・1箱（無記名） 4月中にお願いします。
- ・花粉症の児童は、必ず持参してください。
- 12) 帽子 ・夏休みは必ず着用してください。

6. 保護者へのお願い

1) 欠席について

- ・欠席する場合は、事前に各学童保育所(または社会福祉協議会)と各小学校の両方へ

必ず連絡をお願いします。

- ・土曜日、長期休業等に欠席する場合は、**事前に**欠席の連絡をお願いします。
- やむを得ず**、当日欠席の連絡をする場合は、午前8時00分から午前9時00分までに**必ず連絡**をお願いします。
- ・当日の**学童利用の有無や利用時間について**、保護者と児童の間でも必ず確認してください。

2) 学童保育所への入所・退所について

- ・学童保育所は、入所決定をした児童が利用する施設ですので、入所していない児童の施設利用は認めません。学童に入所していない児童を学童保育所に一緒に連れてこないようお願いします。
- ・**3ヶ月以上ご利用がない方については、今後の利用予定を確認のうえ、登録解除手続きを取らせていただきます。**

3) 保護者の送迎について

- ・児童の迎えは、原則として保護者が行ってください。保護者が就業などの理由で来られない場合は、18歳以上の同居親族の方が行ってください。**それ以外の方が迎えをする場合は、事前に学童保育所へ連絡をお願いします。**
- ・発熱等体調不良の方の送迎は、ご遠慮ください。
- ・やむを得ず小さなお子さんをお連れになる場合は、保育室に入らないよう十分ご配慮ください。

4) 送迎時の駐車場について

- 多古：多古学童保育所・図書館前の駐車スペースを利用してください。
- 久賀：久賀学童保育所の敷地内にある駐車スペースを利用してください。
- 中村：中村学童保育所が面している道路と同じ並びにある、専用駐車場を利用してください。**(危険ですので、門扉周辺の路上駐車はしないでください)**

5) 登所、帰宅の決まり

- ・登所、退所は必ず支援員と対面した上で、児童の引き渡しをしてください。
- ・土曜日や長期休業中については、家から学童保育所までが近くても1人で登所・退所させたり、学童保育所が開所する時間よりも前に、児童のみを施設に置いていったりすることのないようお願いいたします。
- ・児童の状況を支援員からお伝えする事がありますので、必ずマスクの着用をお願いします。
- ・土曜日、長期休業日等において、午前9時00分以降に登所する場合は、

事前に学童保育所に連絡をお願いします。

- ・迎えについては、午後7時00分までに必ずお願いします。

7. その他

- 1) 家庭保育が可能な場合は、**家庭での保育を優先**してください。
- 2) 土曜日、長期休業日等は、必ず朝食を食べてから登所させるようにしてください。
- 3) 宿題に関する学習の指導は行っておりませんので、学校の宿題が終わっているかの確認は、親子の交流タイムとして大切なので、家庭で必ず行ってください。
- 4) 薬を服用する場合は、保護者から支援員に連絡をください。
- 5) 緊急時の連絡先は、確実につながる連絡先の記入をお願いします。
- 6) おもちゃは持ってこないようにしてください。(携帯電話や遊びエンピツを含む)
- 7) 児童の行動により学童の備品等を破損した場合
 - ・保護者に負担していただくことがあります。物を大切に扱うよう指導してください。
- 8) 毎週土曜日の学童保育について、全児童多古学童保育所での実施になります。
- 9) 8月13日～15日はお盆休みになり、全児童多古学童保育所での実施になります。
また、冬季休業、学年末・学年始め休業時で、利用人数が少ない場合も、全児童多古学童保育所での実施になります。
- 10) 児童に持病、障害等がある場合は、事前にご相談ください。**
- 11) 支援員への暴言・暴行や、児童へのいじめ等、集団生活における問題行動等があった場合・教育委員会や学校等の関係機関へ報告、連携をし、対応いたします。**
- 12) すべての項目について守っていただけない場合は、利用をお断りする場合があります。**

メモ

◆学童保育所の一日◆

(標準モデル)

	時 間	内 容
土 曜 日 ・ 長 期 休 業 日 等	午前 8 時 00 分	開 所 (入室、各自持ち物の整理)
	↓	自由遊び
	午前 10 時 00 分	自 主 学 習 (家庭から持ってきたもの、宿題も可)
	↓	自由遊び
	午前 11 時 00 分	自由遊び
	↓	自由遊び
	午後 0 時 00 分	昼 食 (弁当)
	↓	昼食後、昼休み (読書、お絵かき等)
	↓	自由遊び (おもちゃ遊び、戸外遊び、工作など)
	↓	(片付け、トイレ、手洗いなど、おやつ準備)
	午後 4 時 頃	おやつ、読書
	↓	
	午後 5 時 頃	自由遊び (自由遊びをしながら迎えを待つ)
	↓	
	午後 7 時 00 分	閉 所
平 日	午後 2 時 30 分	開 所
	↓	(下校時間により、開所時間は変更になります。)
	↓	各自の持ち物の整理、宿題
	午後 4 時 頃	おやつ、読書
	↓	
	午後 5 時 頃	自由遊び (自由遊びをしながら迎えを待つ)
	↓	
	午後 7 時 00 分	閉 所

※ このスケジュール表は基本的なものですので、内容は若干異なることがあります。

問い合わせ先

〈出欠連絡・その他学童運営について〉

運営委託先

社会福祉法人 多古町社会福祉協議会

電 話 7 6 - 5 9 4 0

〈入所申請・保育料について〉

多古町役場 子育て支援課 こども係

電 話 7 6 - 5 4 1 2 (直)

E-mail kodomo@town.tako.lg.jp